

広島県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、その通知の内容を三原市役所の掲示場に掲示した。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

所 在 場 所	所 有 者（登記簿上の所有者）の氏名等
三原市大和町下徳良字大村一〇〇九〇の二五	株木 和仁
三原市大和町下徳良字大村一〇〇九〇の二五	株木 義輝

一 指定の目的

土砂の崩壊の防備

二 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。)